

第4回名立区地域協議会 次第

日時：平成30年7月31日（火）午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

1 開 会

2 協議事項

地域活動支援事業の審査について...資料 1、2

3 報告事項

(1) 次期総合公共交通計画の策定について...資料 3

(2)(仮)名立区新保育園工事について...資料 4

4 その他事項

平成30年度第5回地域協議会の開催予定

・平成30年 月 日()午後 時 分から

4 閉 会

地域活動支援事業の審査の進行手順

～審査開始前に

以下の項目について、事務局から説明し、委員による確認・協議を行う。

- 1 提案事業の確認
- 2 審査の流れの確認
- 3 名立区審査方針の再確認
- 4 基本審査について
- 5 審査項目と採択基準点について
- 6 条件付き採択について
- 7 欠席委員の採点の可否の報告
- 8 各事業において審査から外れる地域協議会委員の確認
- 9 集計後の流れの確認と全体協議について

～審査開始

1 事業ごとに配布する「採点票」により、個人審査（採点）を実施する。

- ・審査は、事前の書類審査の他、提案者によるプレゼンテーションにより行う。
- ・提案者のプレゼンテーション（5分）委員から質疑（5分）終了後、提案者は部屋から退出する。その後、委員各個人で採点する。

～採点終了から全体協議へ

採点結果集計後、委員全体協議を行い、最終的な採択の決定を行う。

- ・基本的には、審査委員全体の平均点で30点を上回るものが採択となる。
- ・委員同士で共通意識を持つため、提案事業ごとに採択・不採択理由などの全体協議を行う。（採択・不採択事業に関わらず全て実施する。）
- ・条件付き採択とする場合の具体的な理由を委員全体で協議する。
- ・不採択とする事業について、提案者にその理由を伝えるため具体的な理由を委員全体で協議する。

平成30年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた提案事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

<地域特性・地域資源の視点>

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2.景観形成、生活環境の向上事業
3.安全安心な地域づくり事業
4.健康・福祉の充実事業
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6.自然環境保全事業
7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8.地域間等との交流事業
9.その他、名立区の活性化につながる事業

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5・4・3・2・1・0 点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 	5・4・3・2・1・0 点
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5・4・3・2・1・0 点
参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題についての認識はあるか。 	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。 	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。 	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像とのつながりや整合性があるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞+㉟ 点
-------------	--	-------

- ・ 5点...優れている
- ・ 4点...やや優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 1点...劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の全体の採点の平均点で 30 点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は 5 万円、上限を 100 万円とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の 100 % とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

採択（予定）事業の補助希望額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

採択（予定）事業の補助希望額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成 30 年 2 月 21 日開催の平成 29 年度第 11 回地域協議会において策定した。

上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規

1 目的

この内規は、上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する詳細な事項について定める。

2 審査方法等について

(1) 提案者の説明（プレゼンテーション）

- ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。
- ・プレゼンテーション前に提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に説明するとともに、提案者から了解を求める。

(2) 基本審査

- ・事業提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。

(3) 全体協議

- ・全市共通審査及び名立区独自審査に関して、採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。
- ・採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は具体的な内容について、委員全体で協議する。

(4) 補助金額の調整

- ・採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。

3 その他

この他に審査に関する必要事項がある場合は、委員全体で協議のうえ定めるものとする。

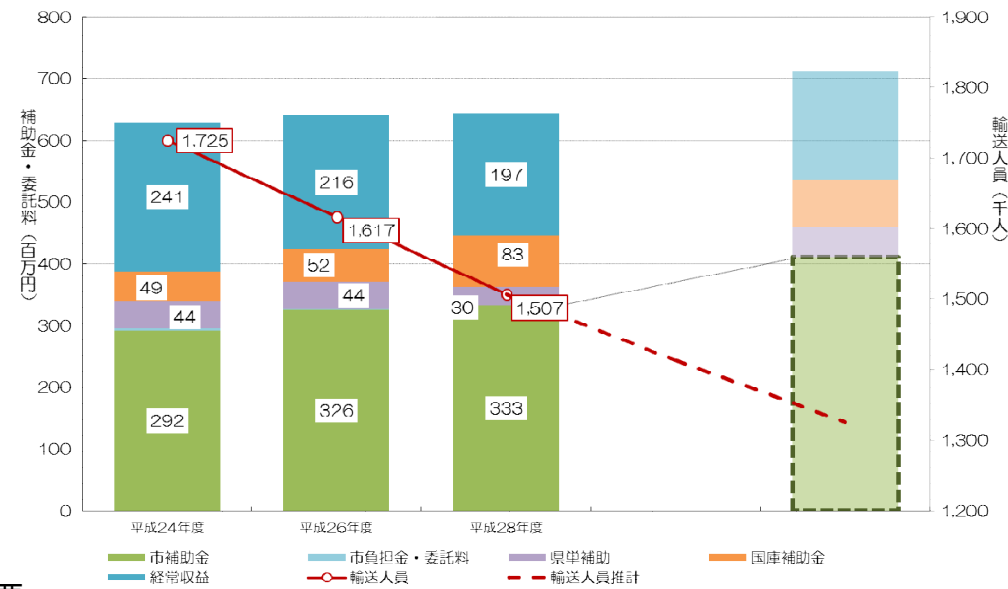
この内規は、平成30年2月21日開催の平成29年度第11回地域協議会において策定した。

次期総合公共交通計画の策定について

1 計画策定の目的

- ・高齡化の進行や運転免許返納者の増加に伴い、これまで以上にきめ細かな公共交通を求める機運が高まっており、住民の需要を的確に捉え、利用しやすく、「乗ってもらえる」公共交通を再構築する必要がある。
- ・一方、少子化や人口減少、自家用車の普及が進む中、公共交通の利用者は減少傾向にあり、安定的な運行を維持するための市の財政負担は年々増大していることから、将来にわたって持続可能な公共交通を確保する必要がある。

路線バス輸送人員並びに収入及び補助金の推移



2 計画の概要

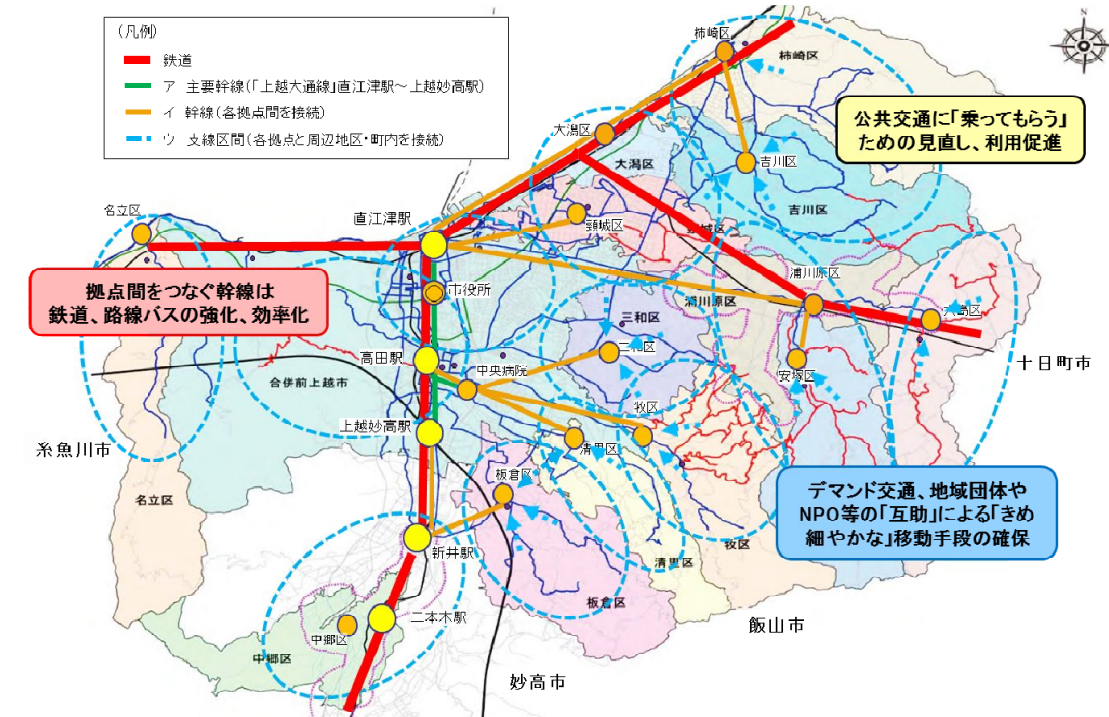
- (1) 計画区域 上越市全域
- (2) 計画期間 中間見直しを含め、平成 32 年度から 8 年から 10 年程度を想定
- (3) 公共交通ネットワークのイメージ

- ・バス路線を、基幹となる「主要幹線」、駅と各区をつなぐ「幹線」、地域内のきめ細やかな移動手段を確保する「支線」に役割分担し、役割に応じた本数、ダイヤ等を設定
- ・従来のバスに限らず、利用頻度や人数などに応じ、より小型の車両による「乗合タクシー」や、地域住民のボランティアによる「互助・自助」による移送など、きめ細かで使いやすく、効率的な運行形態を設定
- ・公共交通の維持が困難となっている現状を共有し、住民の参加による検討

3 策定スケジュール

	市全体の検討	各地域における検討
~H30年 8月	・現行計画の評価、全市的な現状の把握 (市民アンケート、乗降調査等)	・各地域の現状の把握 (懇話会、地域の団体との意見交換等)
~H31年 2月	・地域公共交通網の見直し	・地域の再編案の検討、住民との協議等
3月	・計画の骨子完成	
~11月	・計画案の作成	・各地域の再編案の検討、合意形成
~H32年 2月	・計画案の完成、パブリックコメント	
3月	・計画の策定	

公共交通ネットワークのイメージ



支線における運行形態のイメージ

1人当たり利用頻度	利用人数/便				運行形態【市の支援】	運行本数
	多い	少ない	10人以上	4~9人		
					定時 路線バス【運行補助】 スクール混乗バス【市営】	多い
					定時 乗合タクシー【運行補助】 自家用有償旅客運送【運行補助】 互助・自助による移送【車両維持費支援】	
					デマンド 相乗りタクシー【運賃補助 週3回】 通院・買い物タクシー【運賃補助 週1回】	少ない

移動手段の例

移動手段	内容
スクール混乗バス	・小中学生のスクールバスに、一般利用者も乗車 当市5区で運行
乗合タクシー	・タクシーやジャンボタクシーの車両を使用し、バスのように利用者 を乗り合いで輸送 中郷区で運行
NPO等による輸送	・公共交通がない地域において、NPO 法人や町内会等が、白ナンバーの自家用車でバスを運行 妙高市、長岡市、魚沼市で事例あり
民間企業等が運営する循環バス	・商店街などがバス会社へ委託などによりバスを運行 高松市丸亀町商店街振興組合「まちバス」
互助・自助による輸送	・地域の自治会やNPO 法人が、自ら運行ルートやダイヤを決め、地域の助け合いで利用者を輸送 新潟市「住民バス」
タクシーの運賃助成	・タクシーの運賃割引を受けることができる利用券を配付(相乗りは割引率が高い) 前橋市で実施

回 覧

平成 30 年 7 月 30 日

名立区の皆様へ

名立区総合事務所長

(仮称)名立区新保育園の建設にかかる用地造成工事 説明会の開催について

日ごろより、市政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

市では、平成 32 年 4 月に開園を予定している新保育園について整備を進めています。

今年度の工事として、駐車場整備、道路拡幅及び体育館前整備などを行います。特に、道路拡幅や体育館前整備では、日常生活や公民館活動などでご不便をおかけすることもあります。

つきましては、工事内容をお知らせするための説明会を下記のとおり開催しますので、ご多忙のことと存じますが、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

説 明 会

- ・日時 平成 30 年 8 月 9 日(木曜日) 午後 6 時 30 分から
- ・会場 名立地区公民館(第 1、2 会議室)

出欠報告等は必要ありません

施 工 内 容

- ・裏面のとおり

不明な点は、下記担当者までお問い合わせください

担当

名立区総合事務所
市民生活・福祉グループ 二宮、松永
電話：537 - 2122・537 - 2121

(仮称) 名立区新保育園用地造成工事

工事の概要

施工内容 : 駐車場 (下層路盤改良850㎡、排水側溝45.3m) の整備
スロープ (11.75m) の設置
園舎西側擁壁 (88.6m) の敷設
道路拡幅 (88.5m) と体育館前整備

